

平成 27 年 10 月中旬から、国民の皆様一人一人に 12 桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

- ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、来年 1 月から市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。



平成 28 年 1 月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません。

- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、様々な対策を講じます。

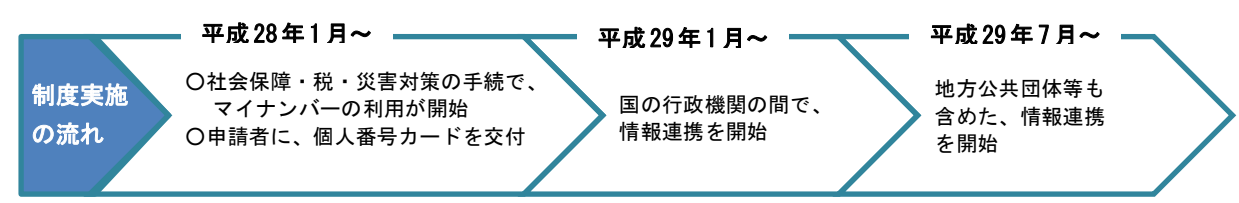


個人情報は一元管理されず、複数の機関間における情報連携には個人番号を使用しないため、個人番号から芋づる式に個人情報が抜き出せない仕組みとなっています。

マイナンバー制度では、個人情報が同じところで管理されることはありません。例えば、国税に関する情報は税務署に、児童手当や生活保護に関する情報は市役所に、年金に関する情報は年金事務所などに、これまでどおり情報は分散して管理されます。また、役所の間で情報をやり取りする情報連携の際には、マイナンバーではなく、役所ごとに異なるコードを用いますので、例え一か所での漏えいがあったとしても、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとなっています。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

制度実施の流れ



(参考) 法人には、平成 27 年 10 月から法人番号が通知されます。



よりよい暮らしへ「マイナンバー制度」

マイナンバーは、各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。これによって国や地方公共団体等における情報連携が可能になる予定であり、さまざまなメリットをもたらします。

国民の利便性の向上

社会保障関係の各種申請で、書類の添付が減ります。

事前の書類取得の必要なし!

行政の効率化

行政手続きが、早く正確になります。

災害時の行政支援にマイナンバーを活用します。

各機関で作業の無駄が削減され、手続がスムーズに!

被災者台帳の作成などにより、迅速な行政支援を実現します!

公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税を実現します。

年金などの社会保障を確実に給付します。

所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税につながります。

未払い・不正受給を解決します。

個人番号カード

市区町村に申請すると交付が受けられる、顔写真付き IC カードです。

※IC チップの電子証明書では、マイナンバーを使用していません。

こんなメリットも。
各種証明書をコンビニ等で取得!

マイナポータル

自宅のパソコンから様々な情報を取得できる個人用サイトです。

※スマホやタブレットからのアクセスも可能になる予定。

平成 29 年 1 月 開設予定

将来的には、こんな活用方法も検討されています。

- ・予防接種の履歴、確定申告に必要な情報などをネットで取得!
- ・引越などの複数の届出が、パソコンでまとめてできる!

取得可能な情報 (予定)

- ・年金など、各種社会保険料の支払い状況
- ・行政機関が自分の個人情報へアクセスした履歴
- ・制度改定などのお知らせを受け取ることのできる各種給付のご案内

マイナンバー・法人番号の詳細はこちら

- 内閣官房のマイナンバー（社会保障・税番号）制度のホームページ
「[マイナンバー](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html)」で検索 (http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html)

- マイナンバーコールセンター
☎：0570-20-0178 (外国語は0570-20-0291)
・平日 9 時 30 分から 17 時 30 分
・平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月までの半年間は、平日の開設時間を 22 時まで延長し、年末年始を除く土日祝日も 17 時 30 分まで開設

通知カード・個人番号カードに関するお問い合わせについてはこちら

- 個人番号カードコールセンター
☎：0570-783-578 (一部 IP 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250 へ)
・平日 8 時 30 分～22 時 00 分 (平成 28 年 4 月 1 日以降 平日 8 時 30 分～17 時 30 分)
・土日祝 9 時 30 分～17 時 30 分 (平成 28 年 3 月 31 日まで)
・年末年始を除く
・個人番号カードの一時利用停止については、24 時間 365 日受け付け (平成 28 年 1 月～)